

□ コンテナ混載や上海での代理通関・保税保管を頼める業者は？

(質問)

中国上海向けに製品を輸出しようと考えていますが、中国市場は未開拓で代理店も当社支店や現地法人も未だありません。上海地域の現地企業と直接売買契約を締結し製品を都度納入するには、上海での物流センターオペレーションが必要です。このような物流機能を請け負ってくれる業者の内容や仕組みを教えてください。

(回答)

2004年以前は中国では卸売りや流通業は外資に開放されていませんでしたが、規制緩和により現在は非居住者も卸売り・小売りが可能となりました。(2004年6月の「外商投資商業領域管理弁法」施行) 非居住者が製品を中国国内に輸出し、所有権を保持したまま在庫を持って、販売し納入することが出来ます。

日本と制度も違い法制も複雑なので、このようなオペレーションを行うための制度や仕組みを解説します。

上海向けコンテナ混載輸送

日本から上海向けに海上コンテナ混載輸送を請負うフォワーダーは多数存在し、価格競争も激しいので、荷主にとっては選択肢が大きいといえます。しかし上海での在庫販売を企図するなら、海上運賃が格安という部分最適にとどまらず、輸入通関管理・保税保管や現地配送など総合的に委託できる業者を見極める必要があります。

輸入通関・代理通関

通常の貿易取引では、中国輸入元企業が中国税関で輸入通関手続きを行う必要があります。しかしこのケースでは売先が未定のため、将来の購入者に代わる代理通関が必要で、中国輸入通関ライセンスを持つ現地貿易企業に依頼することになります。フォワーダーを選定するにはこの点も考慮し、「国際貨物運輸代理業」のライセンスを取得している会社であることを確認し、検疫や通関手続きなど輸入通関にかかわる一連の実務を委託します。起用業者が入国貨物の積み荷目録等の情報により先ず税関に簡易申告し、貨物を港湾から引き取り、その後正式に輸入申告手続きを行います。

保税物流園区

引き取られた貨物は保税のまま一時保管され、売先が決まり次第正式な輸入申告手続きを行い、関税や増値税等の諸税を払って、貨物が売先に納入されます。

この保税ストックオペレーションを可能にするのが、「保税物流園区」ですので、起用するフォワーダーやその提携業者は園区内に物流センター機能を有した会社でなければなりません。保税物流園区の発足は、保税区と物流センターを一体化させた中国初の自由貿易区として、2003年12月外高橋保税区内に「上海外高橋物流園区」が設立されました。上海外高橋物流園区には、すでに日系企業をはじめ約20社が進出し、倉庫面積は10万㎡、コンテナヤードは14万㎡に達しています。保税物流園区は既存の保税区の発展形で、増値税(日本の消費税に相当:2003年当時の標準税率17%)の還付時期の問題や、香港や海外への輸出後再輸入に関わるコストや時間の無駄を解消すべく導入されました。当時は国内売りするよりも香港や海外に輸出してから再輸入の方が、売り主は増値税の還付を受けられるので往復の運賃を払ってもメリットがありました。また現在は、貨物が中国国内から園区に搬入された時点で、増値税が即時還付されるという点が評価されています。

海外(非居住者)名義で商品を保税蔵置でき、蔵置期間に制限がないので、長期間の保管が可能です。

従い、非居住者によるVMI(Vendor Management Inventory:納入業者在庫管理方式)やJIT(Just In Time)納入に向いています。

保税物流園区活用のメリット・デメリット

輸出者は未売品を含め製品をコンテナ等で大量輸送できるため、物流コストを下げることができます。

しかし、保税+在庫は倉庫料などの管理コストが掛かると共に、売れ残っても日本に返品するのが難しいので、海外在庫リスクに注意が必要です。大量輸送による物流コストの削減とリードタイムの短縮が期待できますが、在庫を抱えることになるので、多くの販売が見込める商品が向いています。消耗品・リピート品等回転率が高いもの、キャンペーン商品・賞味期限が長い食品などが適しています。